

同条第二項中「校長」の下に「園長を含む。」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 国立の幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。）の教育職員に対する昭和四十九年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間における勤務に係る超過勤務手当及び休日給の月ごとの合計額が当該月の教職調整額の額を超えない場合には、当該超過勤務手当及び休日給を当該教職調整額の内払とみなし、その合計額が当該月の教職調整額の額を超える場合には、当該超過勤務手当及び休日給を当該教職調整額とみなす。ただし、当該超過部分については、新法第四条の規定は適用しない。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十九年七月二十六日付け意見の申出にかんがみ、国立及び公立の幼稚園等の教育職員に教職調整額制度を適用する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

文化功労者年金法の一部を改正する法律

文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「年金百五十万円」を「政令で定める額の年金」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により年金の額を定めるに当たっては、文化の向上発達に関する功績に照らし、社会的経済的諸事情を勘案して、文化功労者を顕彰するにふさわしいものとなるようにしな

ければならない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 昭和四十九年度分の年金の額の特例（昭和四十九年度分の年金の額については、文化功労者年金法第八条第一項中「百五十万円」とあるのは、「二百万円」とする。）

3 前項の規定の施行前に昭和四十九年度分の年金として支払われた年金は、文化功労者年金法及び同項の規定による同年度分の年金の内払とみなす。

理由

最近における社会的経済的諸事情にかんがみ、文化功労者年金の額を政令で定めることとするとともに、昭和四十九年度分の年金の額を二百万円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提案する理由である。

○永井国務大臣 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案提案理由を御説明申し上げます。

このたび、政府から提出いたしました国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員につきましては、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、昭和四十七年一月から、教職調整額の支給等の措置が講ぜられていたところでありますが、本年七月二十六日、人事院から幼稚園等の教育職員についても教職調整額の支給等の措置を講ずべき旨の意見の申し出がありました。政府といたしましては、この内容を検討いたしました結果、こ

の意見に沿って必要な措置を講ずることが適当であると認め、この法律案を提出したものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

第一は、国立及び公立の幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教育職員について教職調整額制度を適用することとしたことであります。

第二は、この法律は、公布の日から施行し、本年四月一日から適用することとし、これに伴い、必要な経過措置を規定したことあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

次に、このたび政府から提出いたしました文化功労者年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

文化功労者年金法は、文化の向上発達に關し特に功績顯著な者に年金を支給し、これを顕彰することを目的として昭和二十六年四月に制定された法律でありまして、以来今日までの間に文化功労者として決定された者は二百六十八人にのぼり、わが国文化の振興に資するところ大なるものがあつたと信ずるのであります。

文化功労者に支給される年金の額は、現在百五十万円とされておりますが、昭和四十九年度予算におきましては、これを二百万円に引き上げることとされていくところであります。

この年金額の改定のためには本法の改正を要するのでありますが、近年における社会的経済的諸事情の変遷には著しいものがあり、これらの諸事情を勘案して年金額の改定を行ない、すみやかに支給するため、このたび文化功労者に支給すべき年金の額は政令で定めることといたしております。

なお、昭和四十九年度分の年金額につきましては、附則により、これを二百万円といたしました。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概略で

あります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○久保田委員長 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十七分散会

昭和四十九年十二月二十六日印刷

昭和四十九年十二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局